

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事 雑費の取扱いについて

〔 制定
27農振第2343号
平成28年4月1日
農林水産省農村振興局長通知 〕

最終改正 令和2年4月1日付け元農振第2661号

- 1 附帯事務費は、交付対象事業施行のため必要な経費であって、別表1に示す区分に従い支出した経費に限るものとする。
- 2 工事雑費は、事業実施主体等が交付対象事業施行のため直接必要とする経費であって、別表2に示す区分に従い支出した経費に限るものとする。
- 3 附帯事務费率及び工事雑费率については、別表3のとおりとする。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農山漁村活性化対策整備交付金）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年8月1日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知）は廃止する。
- 3 2の通知によって平成27年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表1（附帯事務費）

費目	科目		説明	備考
	節	区分		
報償費	謝金		交付対象事業の指導・推進会議等の委員等に対する謝金とする。	
旅費	旅費		交付対象事業施行のため直接必要な旅費で次の用務に該当するものとする。	
		普通旅費	設計審査、工法協議、用地交渉、検査等のため必要な旅費とする。	
		日額旅費	官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、用地交渉、測量、調査又は検査のための管内出張旅費とする。	
		委員等旅費	交付対象事業の指導・推進会議等の委員等に対する旅費とする。	
庁費			交付対象事業施行のため直接必要な本庁の庁費（報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費（修繕料については備品購入費による備品に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに公課費とする。	
	報酬		日々雇用される事務補助員、技術補助員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する職である者（以下「特別職非常勤」という。）及び第22条の2に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。））に対する報酬とする。	
	給料		日々雇用される事務補助員、技術補助員等（会計年度任用職員及び地方公務員法第22条の3第1項又は第4項の規定により任用された者（以下「臨時的任用職員」という。））に対する給料とする。	
	職員手当等		日々雇用される事務補助員、技術補助員等（会計年度任用職員及び臨時的任用職員）に	

		対する職員手当等とする。
共済費	社会保険料	本費目から報酬、給料、職員手当等が支弁される者に係る事業主負担の保険料とする。
需用費	消耗品費	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品に係る費用とする。
	燃料費	自動車等の燃料費とする。
	食糧費	用地買収及び補償交渉、換地処分、営農計画との調整等事業施行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。
	印刷製本費	図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。
	修繕料	庁用器具類及び自動車等の修繕料とする。
役務費	通信運搬費	郵便料、電信電話料、運搬費等とする。
	手数料	土地等の鑑定料、登記手数料及び計器検査手数料とする。
委託料		測量、設計、登記事務等の委託料とする。
使用料及び賃借料		自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、賃借料及び損料並びに有料道路通行料とする。
備品購入費	庁用器具費	庁用器具類の購入費とする。
	機械器具費	自動車（乗用車を除く。）等の購入費とする。

別表 2 (工事雑費)

費目	科目		説明	備考
	節	区分		
工事雑費			<p>交付対象事業施行のため現場事務所等において直接必要な庁費（報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、報償費、需用費（修繕料については備品購入費による備品に限る。））、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費、負担金並びに系統施行管理料とする。</p>	
	報酬		<p>用地買収、土地物件等の評価及び登記の事務を処理するための報酬及び日々雇用される事務補助員、技術補助員等（特別職非常勤及び会計年度任用職員）に対する報酬とする。</p>	
	給料		<p>日々雇用される事務補助員、技術補助員等（会計年度任用職員及び臨時的任用職員）に対する給料とする。</p>	
	職員手当等		<p>日々雇用される事務補助員、技術補助員等（会計年度任用職員及び臨時的任用職員）に対する職員手当等とする。</p>	
	共済費	社会保険料	<p>本費目から報酬、給料、職員手当等が支弁される者に係る事業主負担の保険料とする。</p>	
	旅費		<p>交付対象事業実施のための打合せ等に必要な旅費とする。</p>	
	報償費	謝金	<p>用地買収及び補償における立会人、調査、試験、研究等を委嘱された者又は協力者等に対する謝金とする。</p>	
	需用費	消耗品費	<p>各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品費とする。</p>	
	燃料費	<p>庁用燃料及び自動車等の燃料費とする。</p>		
	食糧費	<p>説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な</p>		

		会議用弁当、茶菓子賄料等とする。
	印刷製本費	図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。
	光熱水料	電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料とする。
	修繕料	庁用器具類及び自動車等の修繕料とする。
役務費	通信運搬費	郵便料、電信電話料、運搬費並びに乗船及び乗車の回数券等とする。
	公告料	用地買収交渉、補償交渉等事業遂行上特に必要と認められる場合の公告料とする。
	手数料	土地等の鑑定料、登記手数料及び計器検査手数料とする。
	筆耕翻訳料	設計書等の筆耕料及び文献等の翻訳料とする。
	自動車損害保険料	自動車損害賠償責任保険の保険料とする。
	雑役務費	その他交付対象事業の実施に必要な役務費
委託料		測量、設計、登記事務等の委託料とする。
使用料及び賃借料		自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、賃借料及び損料並びに有料道路通行料とする。
備品購入費	庁用器具費	庁用器具類及び標識（当該事業に必要なものに限る。）の購入費とする。
	機械器具費	測量、試験、研究、実験調査用の機械器具類及び自動車（乗用車を除く。）等並びに工事監督用の舟艇の購入費とする。
負担金		電気、水道、ガス等の施設の新設、増設等の負担金及びその他の負担金（当該事業に必要なものに限る。）とする。

公課費	自動車重量税	交付対象事業で取得した自動車に係る自動車重量税に限るものとする。
代行施行管理料		代行施行における農業協同組合連合会、設計事務所等の事業施行管理料とする。

別表 3 (附帯事務费率及び工事雑费率)

附帯事務费率	工事雑费率	備考
1 %以内	3.5%以内	